

基金事業等に係る運営及び管理に関する基本的事項の公表について
(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令255号)第4条第2項第1号に基づく公表)

単位:千円

基金の名称	三重県公立学校情報機器整備基金		
基金設置法人名	三重県		
基金の額		今回造成額	3,380,837 千円
		造成完了時における残高	4,416,965 千円
	(うち国費相当額)	今回造成額	3,380,837 千円
		造成完了時における残高	4,416,965 千円
基金事業等の概要	県又は市町が行う初等中等教育段階の公立学校の情報機器の整備に係る事業に要する経費の財源に充てるため、三重県公立学校情報機器整備基金を設置する。		
その他の事項			